

議案第67号

中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村水道事業給水条例（平成10年条例第9号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例

中札内村水道事業給水条例（平成10年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項第1号中「以下同じ。）の」を「以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「有する者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第2号中「の土木工学科」を削り、「これに」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3」を「4」に改め、「以上水道」の次に「等」を、「有する者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第3号中「又は」を「（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは」に改め、同号中「専門学校」の次に「又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）」を、「した後」の次に「（専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）」を、「水道」の次に「等」を、「有する者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号の次に次の1号を加える。

（4） 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第38条第1項第4号中「又は」を「若しくは」に改め、同項第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に」を「から第6号までに」に改め、「水道」の次に「等」を、「有する者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号中「に規定する学校」を削り、同号中「終了」を「修了」に、「に規定する学校の卒業者にあっては1年以上」を「の卒業者にあっては2年以上」に、「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「水道」の次に「等」を、「有する者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第7号とし、同項第4号中「教育学校」の次に「又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）」を、「水道」の次に「等」を、「有する者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第38条第1項第8号中「2」を「二」に、「者」を「もの」に改め、同号中「又は水道環境」を削り、「以上水道」の次に「等」を、「有する者」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第10号とし、同項に次の1号を加える。

（11） 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に

限る。)

第38条第2項中「前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号に規定する学校の卒業者にあつては1年以上」とあるのは「第1号に規定する学校の卒業者にあつては6箇月以上」と、「第2号に規定する学校の卒業者にあつては2年以上」とあるのは「第2号に規定する学校の卒業者にあつては1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。」を「前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。」に改める。

第39条第1項第1号中「の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者」を「第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同項

第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、同項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれに相当する学科目を」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に改め、「した後」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同号中「の」を「を」に改め、「学校の卒業」の次に「した」を加え、同号中「あつて」を「ついて」に改め、同号中「同項第3号に規定する学校の卒業者」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」を加え、「第4号」を「第5号」に改め、同項第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、「した後」の次に「（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を、「学校の卒業」の次に「した」を加え、「あつて」を「ついて」に改め、同号中「の」を「を」に改め、「同項第3号に規定する学校の卒業者」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同号中「第4項」を「第5号」に改め、同項第5号中「学校において、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に、「前項」を「前号」に改め、「各号の」の次に「学校を」を加え、同号中「各号の卒業」の次に「した」を、「卒業者」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同項第6号中「（以下「登録講習」という。）」を削り、同項に次の2号を加える。

（7） 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（8） 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第39条第2項中「1000」を「1万」に改め、同項中「は、」を削り、同項中「「簡易水道以外の水道」とあるのは、「簡易水道」」を「「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」」に改め、「簡」を削り、「2分の1以上」との次に「、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。